

今後の専修学校教育の充実・振興について

報 告

平成17年3月28日

今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議

今後の専修学校教育の充実・振興について 報 告

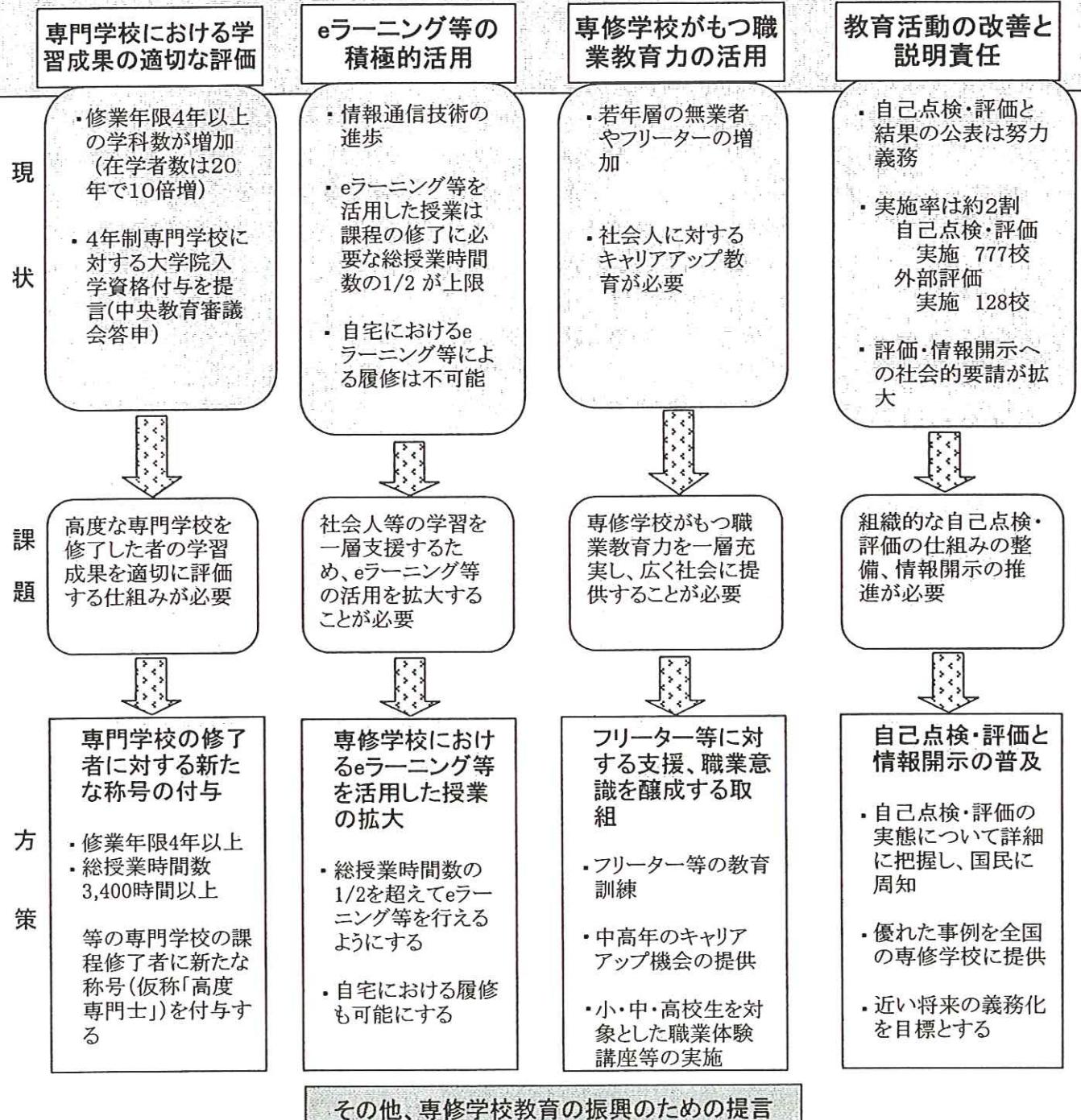
本調査研究協力者会議は、平成16年9月以来、近年における社会の変化や専修学校の発展を踏まえ、今後の専修学校教育の充実・振興のための具体的方策について、調査研究を行ってきたが、このたび、次のとおり報告を取りまとめた。

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 専修学校の現状 | 2 |
| II 今後の専修学校教育における課題 | 4 |
| 1 専門学校の高度化の進展と学習成果の評価 | 4 |
| 2 多様な学習機会に対する需要の増大 | 5 |
| 3 専修学校がもつ職業教育力の活用 | 6 |
| 4 評価への取組と情報開示の促進 | 7 |
| 5 他の教育機関・産業界との連携 | 7 |
| (1) 高等学校等との連携 | |
| (2) 大学等との連携 | |
| (3) 産業界との連携 | |
| 6 専修学校設置基準改善の必要性 | 8 |
| III 専修学校教育の充実・発展に向けて取り組むべき方策 | 10 |
| 1 専門学校の修了者に対する新たな称号の付与 | 10 |
| 2 専修学校におけるeラーニング等の拡大 | 10 |
| 3 専修学校がもつ職業教育力の一層の充実強化 | 10 |
| (1) 若年者に対する職業意識の高揚 | |
| (2) フリーター等の教育訓練 | |
| (3) 社会人のキャリアアップ | |
| (4) その他社会的要請の高い重点的な課題への対応 | |
| 4 評価への取組と情報開示の促進 | 11 |
| 5 他の教育機関・産業界との連携の促進 | 12 |
| (1) 高等学校等との連携の促進 | |
| (2) 大学等との連携の促進 | |
| (3) 産業界との連携の促進 | |
| 6 専修学校の発展を踏まえた設置基準等の改善 | 14 |

今後の専修学校教育の充実・振興について ポイント

今後の専修学校の課題



その他、専修学校教育の振興のための提言

- 中学校、高等学校等に対する情報提供の推進(進路指導資料の作成 等)
- 大学との連携の促進(単位制の導入 等)
- 産業界との連携の促進(人材投資促進税制の活用 等)
- 専修学校の発展をふまえた設置基準の検討(課程ごとの規定 等)

上記方策の実施により、生涯学習社会の実現に向け専修学校を中心とする職業教育体系の構築を目指す

はじめに

- 専修学校は、昭和51年に制度が創設されて以来、職業や実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、30年近くにわたり着実に発展してきた。これまで、特に職業人の育成等の面で大きな役割を果たしてきており、今日では、実践的、専門的な職業教育を行う中核的教育機関として我が国の教育において重要な役割を担っている。
- また、専修学校は、その柔軟かつ弹力的な制度を活かして、「人々が、生涯のいつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その評価が適切に評価される『生涯学習社会』」の実現のために、地域に密着した多種多様な学習機会を提供してきており、この意味でも専修学校の教育機能は社会から高く評価されている。
- ところで、近年、若者の就職難が恒常化したり、年齢を問わず転職が一般化している。また、国民の職業観・勤労観の育成と生涯にわたり職業に関わる学習機会を充実していく仕組みの整備が我が国の生涯学習の課題の一つとなっている。
- 特に、キャリア形成支援と職業に関わる生涯学習機会の提供は、初等中等教育から高等教育まで学校教育全体に共通な課題であるが、職業教育体系において中核的な役割が期待される専修学校においては、その教育内容や制度設計から、先導的かつ先進的な取組が期待されているところである。
- 本報告では、専修学校が職業教育体系の構築に向け直面する様々な課題のうち、今後の専修学校教育の充実・振興策として、重点的に取り組むべきと考えられる専門学校の高度化と学習成果の評価、多様な学習機会の提供に対する需要の増大、専修学校の職業教育の一層の充実・強化、評価への取組と情報開示の促進等の方策について提言するものである。

| 専修学校の現状

- 専修学校は、この30年近くの間、我が国の様々な産業の基盤を支えるため、あるいは地域の個別の事情等に応じた教育ニーズに応えるため、具体的な教育内容等を転換しながら、常にその時代の要請する職業人の育成等を使命として、実践的、専門的な職業教育を行ってきた。
- 専修学校は、平成16年5月現在3,444校あり、792,054人が在籍している。
- このうち、専門学校（専修学校専門課程）は、全国各地域に2,964校があり、697,212人が学んでいる。
- 少子化が進展していく中で、専門学校への進学率は増加を続けている。平成16年5月現在、新規高等学校卒業者の専門学校への進学者は19.2%に達しており、大学学部に次ぐ進学先として定着している。また、大学等を卒業後に専門学校に入学する者も入学者の1割近くにのぼるなど、専門学校の教育対象は広がりを見せていく。
- さらに、専門学校の全卒業生に対する就職者の比率は、厳しい就職状況にもかかわらず、77.5%に達し、かつ、その中で所属学科の関連分野への就職率は91.8%となっている（数値は平成15年度間）。これは、専門学校の職業教育が、社会から高く評価を受けていることの証しの一つと言うことができよう。
- 高等専修学校（専修学校高等課程）は、平成16年5月現在、609校があり、49,129人が学んでいる。
- 高等専修学校は、同じ後期中等教育機関である高等学校との対比で、より実務的、実践的な職業教育を展開している。また、社会人としての基本的な資質を身に付けることを前提として、あるいは大学や専門学校等への進学を前提として教育課程を編成している学校がある一方で、高等学校中退者や不登校生に対してきめ細やかな職業教育を通して自立挑戦を支援する学校もあるなど、それぞれの学校が独自の特色を活かした教育成果を着実にあげてきている。
- 専修学校一般課程は、職業や教養の向上に資する教育を中心とした地域の学習需要にきめ細かく対応する身近な学習機会の提供主体として実績をあげている。また、若い人々に限らず、社会人やお年寄りをも対象に教育を行っていることもあり、今後、その存在価値を一層発揮することが期待されている。

○ このように、専修学校は、各課程がそれぞれの持ち味を生かし、制度発足以来、大学、高等学校等とは一線を画した独自の「職業教育」の途を拓いていくとともに、産業界に有為な人材を供給してきており、今日では、我が国の中核的な職業教育機関として社会的に不可欠な存在となっている。

II 今後の専修学校教育における課題

1 専門学校の高度化の進展と学習成果の評価

- 生涯学習社会の実現のためには、学習の成果を適切に評価していく仕組みを整備していく必要がある。
- 専門学校における学習の成果を適切に評価するため、平成6年に修業年限が2年以上で一定の要件を満たす専門学校の修了者に対する「専門士」の称号付与制度が創設された。

これは、職業人の育成等を行う短期高等教育機関としての専門学校における修了者の学習の成果を文部科学省が一定の基準のもと適切に評価し、もってその修了者の社会的地位の向上と生涯学習の振興に資することを目的として制度化されたものである。
- さらに、平成10年に学校教育法の改正が行われ、専門士取得者及びこれと同等の学修が認められる者で大学入学資格を有する者の大学への編入学が可能となっている。
- ところで、近年、実際の職業現場で求められる知識・技能等の一層の高度化や、より付加価値の高い人材の養成に対する必要性などを背景に、医療、工業、福祉の分野などを中心に専門学校の修業年限の長期化が進んでおり、修業年限4年以上の学科の設置が増加している。具体的には、修業年限が4年以上である専門学校の在学者が昭和58年当時、わずか3,887人だったものが、平成16年5月においては38,585人（全専門学校生の5.5%）に達しており、20年余りの間に約10倍増加している。
- 上記について分野別みると、理学療法士、作業療法士の養成課程がある医療分野が26,315人（4年制以上の専門学校生の68.2%）、1級自動車整備士の養成課程がある工業分野が6,849人（同17.8%）、福祉関係の国家資格の養成課程がある教育・社会福祉分野が1,811人（同4.7%）、デザイン系の学科がある文化・教養分野が1,413人（同3.7%）と、多くの分野で修業年限の長期化が見られる。
- こうした専門学校の教育内容の高度化と修業年限の長期化は、専門学校が、「出口」としての産業界との接点にとくに配慮してきた結果であり、職業人養成に対する社会の要請が専門学校に向いていることの現われと捉えられ、今後も高度化と長期化の傾向は一層進展していくものと見込まれる。しかしながら、こうした高度な専門学校の修了者について、現在のところ、その学習成果を適切に評価する仕組みがなく、2年制以上ということで「専門士」に一体化して評価されている。

- こうした中、平成17年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「我が国の中等教育の将来像」は、学習者の立場に立った高等教育機関相互の接続の円滑化を図る方策の一環として、専門学校のうち一定の要件（例えば、①修業年限4年以上、②修業年限の期間全体を通じた体系的な教育課程の編成、③総授業時間数が3,400時間以上、等）を満たすと認められたものを卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である旨の提言を行っている。
- 以上を踏まえ、一定の要件を満たす高度な職業教育を行う専門学校の修了者に対し、これまでの「専門士」とは異なる新たな称号を付与する制度について検討する必要がある。
- なお、新たな称号付与の制度化にあたっては、専門士の称号と同様、修了者の学習の成果を適切に評価するとともに、修了者の社会的地位の向上等に資することを目的とする点も踏まえ、修了時点での知識、技能が産業界等から高く評価されるものとなるよう配慮する必要がある。

2 多様な学習機会に対する需要の増大

- 生涯学習社会の実現のためには、多種多様な学習機会の提供を可能にしていく仕組みの整備が必要である。
- 近年、科学技術の進歩に伴い、多様なメディアを高度に利用して、対面授業に相当する効果があげられる授業が可能となったことに鑑み、平成11年の専修学校設置基準の改正により、教室以外の場所におけるeラーニング等を活用した授業（以下「eラーニング等」という。）で履修させることができるとなっているが、設置基準により、eラーニング等は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を上限とすること、また自宅においてeラーニング等を行うことはできないこととなっている。
- このように、eラーニング等における学修に制限を設けた趣旨は、それまでの実績に乏しく、教育効果の問題等が未知数な面があるためであったが、インターネット等の更なる発展により、現在では、多様なメディアを利用すれば、総授業時数の2分の1を超えて、教室における対面授業に相当する教育効果をあげができると考えられている。また、自宅においてもeラーニング等により同様の教育効果をあげができると考えられる。
- これからの専修学校は、社会人の職業能力の向上につながる学習支援の機能を強

化していくことが一層大切となってくるが、社会人にとって働きながら専修学校の正規課程に通学して学習することは、実際にはなかなか容易ではなく、休日や夜間等に実施される短期的かつ教育内容が限定的な講座等を受けざるを得ない状況にある。

専修学校が社会人を視野に入れ、その生涯を通じた職業能力向上に資する学習支援を実現あるいは充実していくためには、自宅など教室以外の場所におけるeラーニング等を行える範囲の拡大が必要である。

- すなわち、現行制度では、eラーニング等を受ける「教室等以外の場所」には自宅が含まれないとされてきたが、社会人学習者の時間的・経済的な負担の軽減や、若者の自立支援に資する学習機会の提供の観点から、今後は自宅においてもeラーニング等を受けることができるようになるとともに、eラーニングの範囲を総授業時間数の2分の1としている上限についても緩和することが適切である。
- なお、制度設計に当たっては、eラーニング等は、知識の伝達には有効である反面、専修学校の得意とする職業体験を通じた実技指導には対面授業の方が優れている面があると考えられること、また、幅広い人間性や社会性の涵養についても対面授業がより効果的であること等の指摘も踏まえる必要がある。

3 専修学校がもつ職業教育力の活用

- 近年の経済構造の変化による若年者の失業率の増加や、フリーター等の増加に伴い、若年者への勤労観・職業観の醸成がこれまで以上に重要となってきているほか、社会人のための職業能力の向上につながる学習支援の充実が必要とされている。
- この点に関して、専修学校には、社会に存在する職業分野ごとに教育が行われていること、学習者の希望に応じて初步から高度な内容までの教育が実践されていること、職業に共通する普遍的な知識・技術から産業界特有の最新の知識・技術まで多様な教育が提供されていること、あわせてキャリア意識の育成に極めて重きを置いていていること、といった教育力の面で、大きな期待が寄せられている。
- 専修学校は、産業界との接点にこれまで以上に十分配慮しつつ、制度の柔軟性・弾力性、地域密着性、機動性等を活かして、若年者の勤労観・職業観の醸成を図るとともに、フリーター等の再教育や社会人のキャリアアップ教育のニーズに対しても積極的に対応することが求められている。
- そのため、専修学校はこれまで以上に、専修学校のもつ職業教育力（「必要な知識、技術、技能の習得」と「職業意識や勤労観の涵養」）が一体的かつ効率的に行われて

いる教育）を地域や他の教育機関に提供して活用していくことが必要である。

4 評価への取組と情報開示の促進

- 専修学校における自己点検・評価と評価結果の公表及び外部者による検証については、平成14年度から、全ての専修学校についての努力義務として専修学校設置基準で規定されている。さらに、専修学校の教育活動等の状況についてもホームページ等で広く周知を図るなど、積極的に情報を提供していくものと規定されている。しかし、平成16年5月現在で、私立専修学校のうち自己点検・評価を行っているところが777校（私立専修学校全体の20.4%）、また外部者の検証を行っているところが128校（同3.3%）と、未だ十分に実施されているとは言えない。
- 職業教育機関である専修学校は、その教育成果としての人材の輩出を通じて、産業界から評価を受けており、その結果を踏まえて教育水準の確保に努めてきたところであるが、これからは、教育の質の一層の維持・向上を図るためにも、組織的かつ体系的な自己点検・評価の仕組みを整備していく必要がある。加えて、平成16年に私立学校法が改正され、学校法人立の専修学校については、財産目録、貸借対照表等の財務情報の公開が求められることとなった。
- 特に高等教育機関については、専門学校を除く大学、短期大学、高等専門学校では、すでに自己点検・評価や認証評価が法令上の義務として制度化されていることに鑑みると、今後、専門学校での評価・点検への取組と、その評価結果の開示に対する社会的要請は一層強まっていくものと考えられる。中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においても、『専門学校に関しては、引き続き、（略）自己点検評価や外部検証の努力により、質の確保及び向上を図ることが期待される。』とされている。専修学校はこのような社会的要請に積極的かつ適切に対応していくことが必要である。

5 他の教育機関・産業界との連携

(1)高等学校等との連携

- 近年のフリーター等の増加を踏まえ、学校教育段階から職業観・勤労観の育成が課題となっている。こうした職業観・勤労観の育成のため、専修学校を活用することは非常に有益であると考えられる。また、昨今では、専門学校は高等学校卒業生にとって、大学に次ぐ進学先となっており、適切な進路選択を行うために、高等学校等と専修学校の連携がますます重要になってきていると考えられる。

- 高校生等が適切な進路選択をするためには、専修学校から高等学校等に対し、専修学校の取組等の情報を積極的に提供していくことが大切である。

(2)大学等との連携

- 大学等高等教育段階においては、全体として学習者の様々な需要に的確に対応するため、専門学校を含む各高等教育機関が各学校種ごとにそれぞれの教育目的に沿った教育活動を展開し、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていくとともに、学習者の希望に沿った学習機会を提供できるよう、各高等教育機関の学習成果が容易に互換性が保てるようにするなど、高等教育機関相互の連携・協力や接続を一層図っていく必要がある。
- このため、大学等との連携や接続を進める観点に立って、専門学校における学習成果の評価の扱いについて検討する必要がある。

(3)産業界との連携

- 専修学校が中核的な職業教育機関として存在し続けるためには、所属する教職員を含め学校全体として常に産業界や各企業の動向等を注視しながら、いま必要とされている人材像は当然のこと、将来的に必要となるであろう人材像を把握して、それらの養成に不可欠な知識、技術や技能を具体的な教育内容に展開していくことが重要である。
- しかしながら、例えば、特定の職業に関する専門的な知識や技能等を十分に習得できた人材であっても、経済のグローバル化等によって市場規模が縮小したり、急激な技術革新によって知識や技能が陳腐化したりする中にあって、将来にわたって安定的な職業生活を送ることは難しくなっていることも事実である。
- したがって、専修学校は、産業界との関係において、単に人材の需要側と供給側という範疇を超えて、人材養成の面でも緊密な連携関係を構築するとともに、その上で人間性豊かな専門的人材を社会に輩出していくことが大切である。

6 専修学校設置基準改善の必要性

- 専修学校制度が発足する以前は、規模や水準等において極めて多様な内容をもつものを、「学校教育に類する教育を行う機関」である各種学校として一つにまとめられていた。その各種学校のうち、昭和51年に一定の規模、水準を有し、組織的な教育を行うものを専修学校として位置づけることとなった。
- その後、30年近くにわたり、専修学校は職業教育を通じて社会貢献を果たし、

我が国の教育制度に不可欠な存在となっており、専門学校（専修学校専門課程）や高等専修学校（専修学校高等課程）は各々独自の発展を遂げてきている。しかし、専門学校、高等専修学校、専修学校一般課程の基準について、同一の「専修学校設置基準」でまとめられており、今後、専門学校や高等専修学校等の特色を踏まえた、設置基準のあり方を検討する必要がある。

III 専修学校教育の充実・発展に向けて取り組むべき方策

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を活用し、社会のニーズに機敏に対応することで、職業人の育成等の面で大きな役割を果たしてきている。

このような専修学校教育の特質を今後とも生かしつつ、生涯学習を振興し、職業教育体系における位置付けを明確化し、専修学校における学習成果の適切な評価の促進等を図るため、次のような方策を講じることが適當である。

1 専門学校の修了者に対する新たな称号の付与

- 専門学校における教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、さらに中央教育審議会答申で提言された大学院入学資格付与制度の創設とあわせて、次の要件を満たすと認められる専門学校の課程を修了した者に対して、専門士とは異なる新たな称号（例えば、「高度専門士」等）を付与できることとすることが適當である。
 - ア 修業年限4年以上
 - イ 修業年限の期間全体を通じた体系的な教育課程の編成
 - ウ 修了に必要な総授業時数が3,400時間以上 等

2 専修学校におけるeラーニング等の拡大

- 情報通信技術（IT）の発展と、各家庭へのブロードバンド通信の普及等も踏まえ、次のように、eラーニング授業の一層の拡大が可能となるようにすることが適當である。
 - ア 現行制度では専修学校の課程の修了に必要な総授業時数の2分の1までメディア授業が可能となっているが、十分な教育効果をあげられるものについては、課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えてeラーニング等を行うことができるよう現行の履修制限を緩和すること。
 - イ 自宅においてもeラーニング等を受けることができるようになること。
 - ウ その場合においても技術の習得や人間性の涵養等の必要性に鑑み、一定の範囲内で実習や対面授業を教育課程に取り入れるものとすること。

3 専修学校がもつ職業教育力の一層の充実強化

- 実践的で専門的な技術・技能の学習機会を提供する中核的な職業教育機関である専修学校は、これまでの新卒者を対象とした職業教育に加えて、フリーター等への教育訓練や社会人のキャリアアップ等の社会の要請に応えるために、今後以下のよ

うな取組を進めることが必要である。

(1)若年者に対する職業意識の高揚

実践的、専門的な職業教育の蓄積を有する専修学校は、その地域の主体となって地元の小・中・高校生等を対象として、様々な職業があることやその職業に就くためには何をすれば良いかなどのアドバイスを行う機会や、実際の職業を体験する機会を提供することを通じ、若年者に対する職業意識や勤労観の喚起と高揚を図る。

(2)フリーター等の教育訓練

短期間でより高度な知識を習得したいフリーター等に対し、企業等のニーズを踏まえた短期教育プログラムを開発・導入するほか、学びながら働く人のための就業を組み込んだカリキュラム（日本版デュアルシステム）の導入を進める。

(3)社会人のキャリアアップ

専修学校と産業界が連携して、社会人のキャリアアップのための先導的なプログラム開発を推進し、地域の実情に応じた社会人の職業能力の開発機会を拡大し、キャリアアップを目指す社会人の受入れを進める。

(4)その他社会的要請の高い重点的な課題への対応

上記のほか、専修学校がもつ職業教育力を活かすことが期待されている社会的要請の高い課題（例えば、①地元の産業就労に特化した地域人材の育成、②専修学校に特有な教育領域・方法の新たな開拓、③学生個人の悩みに応じた的確なキャリアカウンセリングや、就職指導などの実施体制の開発、等）について、重点的に教育プログラム等の研究開発を進める。

特に、専修学校において、生徒のキャリア形成をさらに充実させていくためには、教職員がキャリア・サポーターとして、相談・指導に当たることが大切である。そのためには、例えば、財団法人専修学校教育振興会が開発した専修学校の教職員向けのキャリア・サポート・マインド養成講座を利用することも有効であると考えられる。

4 評価への取組と情報開示の促進

- 専修学校は、今後、教育内容・方法及び経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。
- また、評価を行うにあたり、各専修学校においては、評価方法や評価基準等の見直しと改善、評価を担う者の質の高さや適正さを担保するための不断の取組が期待

される。さらに、評価の客観性を担保するために、専修学校の分野の特性に応じて第三者による検証を得ることも有効であると考えられる。

- 評価結果は、学校がどのような教育的特性をもっているか、どのような点で優れているか、あるいはどのような改善に取り組まなければならぬかを示す重要な情報である。したがって、適時適切に学習者、保護者、社会はもとより一般に分かりやすく情報開示を行っていくことが大変重要であり、各専修学校はこのような情報開示を通じて、評価が意義あるものとなることに留意しなければならない。
- 専修学校の点検・評価を進めるに当たっては、就職率や経年の在職率など数値化された指標や教育課程や教員の資質など、短期間での評価も比較的容易と考えられるものと、過去の卒業者の社会での評価等中・長期的に評価されるものとあわせ、総合的に判断されるべきであり、就職後の追跡調査や検証の困難さも十分踏まえる必要がある。
- 以上を踏まえ、近い将来には専修学校に対する自己点検・評価の義務化を目指し、当面、国は全国の専修学校における自己点検・評価や外部評価の実態について、より詳細に把握し、その結果を広く国民に周知するとともに、専修学校において実際に行われている評価の優れた事例を専修学校に提供すること等を通じて、専修学校における評価を促進すべきである。
特に、前述した高度な教育を行う専門学校として認められる専修学校については、その責任を踏まえ、評価が適切かつ十分に行われるよう指導すべきである。
- なお、東京都においては、外部の専門家や有識者等を中心とする評価機構を設立し、専門学校等の教育内容・方法や経営状況等を第三者が評価する仕組みづくりに着手している。今後は、東京都のような主体的な評価への取組が、全国的に広まることが期待される。

5 他の教育機関・産業界との連携の促進

(1)高等学校等との連携の促進

- 中学校、高等学校においては、専修学校に進学を希望する生徒が適切な進路選択ができるよう、指導、援助を行う必要があると考えられる。
そのためには、中学校、高等学校の教職員が高等専修学校や専門学校等の教育に直接接し、自ら体験する機会をより多くもつなど、高等専修学校や専門学校等の現状や特色に関する正しい知識をもち理解を深めることが重要である。
- また、専修学校側においても教育内容、卒業後の状況、資格取得の状況のほか、

進路選択及び進路指導に必要な全ての情報を正確に開示することが求められる。

- さらに、文部科学省においては、中学校、高等学校の教職員が適切な進路選択及び進路指導を行うことができるよう、これらの教職員を対象として進路指導に資する高等専修学校、専門学校等に関する情報提供を行うことが必要である。
- なお、神奈川県や千葉県では、中学生や高等学校生が専修学校において専門技術の実習等の職業教育を体験し、職業の理解の場や、将来の職業を見据えた進路選択の機会として活用している例（教育連携プロジェクト事業）があるほか、東京都多摩地区では、高等学校と専門学校が連携して、地区内の高校生を対象に、専門学校が半年又は通年の授業を無料で開放したり、夏季休業中に、高等学校の生徒に専門学校教育を開放する取組（専門学校チャレンジプログラム）を行っている。今後は、こうした取組が各地で行われることが期待される。

(2) 大学等との連携の促進

- 高等教育機関相互の接続を図ることにより学習者の希望に沿った学習機会を提供できるよう、各高等教育機関の学習成果を容易に互換性が保てるようにすることが必要である。
- 大学等における学修を専修学校における授業科目の履修とみなせる制度を利用することができるよう、放送大学において開設されている授業を活用することも教育内容の充実・豊富化を図る上で有効であると考えられる。
- また、単位制の導入や個々の学修ごとの履修認定は、現行制度上、授業時数を単位に換算することが可能であり、既修得単位の扱いについても大学等と同様に取り扱うことも可能である。現行の時間制については、専修学校における学修をきめ細かく評価し認定できるなどの利点も指摘されていることから、単位制への完全な移行については、時間制の利点等も念頭に置きつつ、さらに検討を進めていくことが必要である。

(3) 産業界との連携の促進

- 専修学校と産業界の連携・交流の強化を図ることは、責任ある人材育成（いわゆる「出口管理」）を図るために極めて重要である。
- 特に、修業年限4年以上の高度な専門学校においては、関係する専門的職業人等との連携や産業界からの教員の受け入れなどの交流を通じて、あるいは企業と専門学校との間での教育プログラムや教材、教育方法等の共同開発を通じて、専門学校の教育活動を活性化することにより、その教育水準の維持・向上を図ることが望まれる。

- また、我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、「人材投資（教育訓練）促進税制」が創設されたところである。そのことなどを踏まえて、専修学校が積極的に企業に働きかけ、社会人が企業と専門学校を往復して学習できるような仕組みを構築することも有意義である。

6 専修学校の発展を踏まえた設置基準等の改善

- 現行の専修学校設置基準は、総則のほか、組織編成、教科等、教員、施設設備等について、高等課程、専門課程、一般課程の特性に配慮し、必要に応じ各課程ごとの基準を規定している。しかし、各事項ごとに後期中等教育に相当する高等課程、高等教育に相当する専門課程、制度上入学資格に制限がない一般課程の基準が同一の専修学校設置基準に規定されており、このことが専修学校制度を一層理解し難くしているとの指摘もある。
- このような指摘も踏まえ、現行の専修学校設置基準を高等課程、専門課程、一般課程ごとに分離することについては今後引き続き検討する必要がある。
- 専修学校一般課程は、入学資格に制限がないという制度上の特色を活かして、誰でも自由に職業上・生活上必要な専門的知識・技術等を学べる課程であり、生涯学習の観点から最も発展が期待される課程である。一般課程が、より一層地域の住民や職業人の多様な学習ニーズに対応して学習機会を提供していくことを促進するため、一般課程の名称、基準等の在り方は今後の課題である。なお、専修学校の一般課程の在り方等について検討する際には、各種学校制度も視野に入れつつ検討することが必要である。

参考資料

今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議 設置要項

平成16年6月30日
生涯学習政策局長決定

1 趣旨

社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育など専修学校に対する社会的要請の増大に鑑み、今後の専修学校教育の課題や振興方策などについて調査研究を行い、もって、今後の政策立案や施策推進に資する。

2 調査研究内容

- ・専修学校の教育制度の改善、教育内容の充実について
- ・その他必要な事項について

3 実施方法

2に掲げる事項について、別紙の有識者等の協力を得て調査研究を行う。なお、必要に応じてその他の関係者の協力を求めるものとする。

4 実施期間

平成16年6月30日から平成17年3月31日までとする。

今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議 委員

荒木 誠 東京都私学行政課長
石田 敬二 (株)東京海上日動キャリアサービス キャリアクリエイション事業部長
浦部 ひとみ 東京都立渕江高等学校主幹
小野 紘昭 産能短期大学教授
鎌谷 秀男 全国専修学校各種学校総連合会会長
小杉 礼子 労働政策研究・研修機構副統括研究員
中込 三郎 (社)東京都専修学校各種学校協会会長
舟本 奨 (株)教育戦略情報研究所代表
山野 晴雄 桜華女学院高等学校教諭
山本 恒夫 八洲学園大学教授、筑波大学名誉教授

今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議における検討の経緯

第1回

日時：平成16年9月28日（月） 10：30～12：00

議題：自由討議

第2回

日時：平成16年10月26日（火） 10：30～12：00

議題：有識者からのヒアリング

塚原修一氏（国立教育政策研究所高等教育研究部長）

岡山保美氏（（学）河合塾学園情報本部長）

第3回

日時：平成16年11月16日（火） 10：30～12：00

議題：有識者からのヒアリング

小杉礼子氏（（独）労働政策研究・研修機構副統括研究員）

有我明則氏（（社）東京都専修学校各種学校協会事務局次長）

第4回

日時：平成16年11月30日（火） 14：00～15：30

議題：これまでの主な意見のまとめ

第5回

日時：平成17年1月31日（月） 10：30～12：00

議題：報告（案）について

第6回

日時：平成17年2月25日（金） 16：00～17：30

議題：報告（案）について

第7回

日時：平成17年3月8日（火） 14：00～15：30

議題：報告（案）について

第8回

日時：平成17年3月28日（月） 14：00～15：30

議題：報告（案）について